

声 明 文

福島県立大野病院の医療事故について

はじめに、亡くなられた患者さんにご遺族の方々に対し、心から哀悼の意を表したいと思います。

平成 16 年 12 月 17 日、帝王切開中の大量出血により患者様が亡くなられた件で、福島県立大野病院産婦人科医師が業務上過失致死ならびに医師法違反の容疑で平成 18 年 2 月 18 日逮捕され、同年 3 月 10 日起訴されました。われわれは診療にあたった医師個人に対する司法当局の対応には大きな驚きを感じ、どうしても合点がいきません。

1、業務上過失致死容疑について

今回の症例は数千例に 1 例という極めて稀な事例であり、現代の医療水準において癒着胎盤を事前に診断すること、術中の出血量について予見することは困難であります。事前の予想を超えた大量出血に対する対応については、高次医療施設においても非常に困難を極めます。

これらの認識について司法当局の判断には、医学的な見地との間に隔たりがあり、この判断に基づく逮捕・起訴は不当であります。

2、「異状死」の解釈およびその届出について

今回の異状死届出義務違反については医師法第 21 条が拡大解釈されていると考えます。本件では出血による出血性ショックという報告書の結論もでており、臨床的には異状死の定義には該当しないと判断されます。届出については、病院長へ報告ならびに事故報告もなされおり、医師個人の届出義務違反にも該当しないと考えます。

3、逮捕・勾留について

平成 17 年 3 月に県立大野病院事故調査委員会が事故調査を行い、報告書を作成して行政処分が行われています。今回「証拠隠滅及び逃亡の恐れがある」として逮捕・勾留が行われことは極めて不当であると言わざるを得ません。

加藤医師に対する逮捕、勾留、起訴については、すでに日本医師会をはじめ、日本産科婦人科学会、日本産婦人科医会、そして産婦人科医会各県支部およびさまざまな関係団体から多くの抗議声明がなされています。そして産婦人科医だけでなく外科系医師・麻酔科医師など実際に臨床に関わる多くの医師が個人として、抗議、危惧の声をあげています。これは、このような不幸な事例に対して最善を尽くした医師が逮捕されるという形で対応する社会では、今後個々の医療者が、医療を必要とする人々に良質な医療を提供できない状況が懸念されるからに他なりません。

我々は、今回の不当逮捕に対し強く抗議するとともに速やかに医師法 21 条の改正もしくは明確な解釈を示していただくこと、そして国民の健康を守るために、萎縮医療・地方切り捨てなど起こらないような健全な医療体制づくりを切に要望するものであります。

平成 18 年 5 月 1 日

日本医師会長 殿

愛知県医師会長	妹尾淑郎
日本産科婦人科学会愛知地方部会会長	吉川史隆
日本産婦人科医会愛知県支部会長	成田 收